

株式交換に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2022 年 9 月 1 日

エーザイ株式会社
株式会社サンプラネット

2022年9月1日

株式交換に係る事後開示事項

東京都文京区小石川四丁目6番10号
エーザイ株式会社
代表執行役CEO 内藤 晴夫

東京都文京区大塚三丁目5番10号
株式会社サンプラネット
代表取締役社長 田中 光明

エーザイ株式会社(以下、「エーザイ」)および株式会社サンプラネット(以下、「サンプラネット」)は、2022年9月1日を効力発生日として、エーザイを株式交換完全親会社、サンプラネットを株式交換完全子会社とする株式交換(以下、「本株式交換」)を行いました。

本株式交換に関し、会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、以下のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日(会社法施行規則第190条第1号)

2022年9月1日

2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続きの経過(会社法施行規則第190条第2号)

- (1) サンプラネットにおける株式交換の差止請求の規定による手続きの経過(会社法第784条の2)

会社法第784条の2の規定による請求を行ったサンプラネットの株主はおりませんでした。

- (2) サンプラネットにおける株式買取請求の規定による手続きの経過(会社法第785条)

サンプラネットは、会社法第785条第3項の規定により、2022年7月22日付で、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社であるエーザイの商号および住所を通知いたしましたが、同条第1項に従いサンプラネットの株主1名(株式数1.36株)よりサンプラネットに対して株式の買取りが請求されました。買取価格については、合意にいたりませんでした。

- (3) サンプラネットにおける新株予約権買取請求の規定による手続の経過(会社法第787条)
該当事項はありません。
 - (4) サンプラネットにおける債権者異議の規定による手続の経過(会社法第789条)
該当事項はありません。
3. 株式交換完全親会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過(会社法施行規則第190条第3号)

- (1) エーザイにおける株式交換の差止請求の規定による手続の経過(会社法第796条の2)

エーザイは、会社法第796条第2項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第796条の2の規定による請求に係る手続きについて、該当事項はありません。

- (2) エーザイにおける株式買取請求の規定による手続の経過(会社法第797条)

エーザイは、会社法第797条第3項及び社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の規定に基づき、2022年8月12日付で、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社であるサンプラネットの商号及び住所を電子公告により公告いたしました。なお、エーザイは、会社法第796条第2項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第797条第1項の規定による手続について、該当事項はありません。

- (3) エーザイにおける債権者異議の規定による手続の経過(会社法第799条)

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数(会社法施行規則第190条第4号)

本株式交換によりエーザイに移転したサンプラネットの株式の数は、1,366.55株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項(会社法施行規則第190条第5号)

- (1) エーザイは、会社法第796条第2項の規定により、本株式交換契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第796条第3項の規定に基づき、本株式交換に反対する旨をエーザイに通知したエーザイの株主は1名であり、その反対に係る議決権数は6個でした。当該議決権数は、会社法施行規則第197条に規定する数を下回ります。

- (2) サンプラネットは、会社法第783条第1項の規定により、2022年6月24日付で、本株式交換に係る株式交換契約について株主総会の承認を得ております。

- (3) サンプラネットは、2022年8月29日開催の取締役会の決議に基づき、本株式交換によりエーザイがサンプラネットの発行済株式の全部(ただし、エーザイが所有するサンプラネット株式を除きます。)を取得する時点の直前時(以下、「基準時」といいます。)をもって、基準時において所有していた自己株式38.52株の全てを消却いたしました。
- (4) エーザイは、本株式交換により、基準時のサンプラネットの株主(ただし、エーザイは除きます。)に対して、その所有するサンプラネットの普通株式1株につきエーザイの普通株式52株の割合をもって、エーザイの普通株式を割当交付いたしました。なお、エーザイが割当交付したエーザイの普通株式の合計は71,035株(なお、会社法234条に規定される一株に満たない端数の合計を除きます。)であり、その全てをエーザイが保有する自己株式により充当したため、新たな株式の発行は行っておりません。
- (5) 本株式交換に伴い増加した、エーザイの資本金及び準備金は以下のとおりです。
- ① 資本金 :0円
 - ② 資本準備金 :会社計算規則第39条に定める株主資本等変動額
 - ③ 利益準備金 :0円

以上